

# 遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例」の一部改正（案）について

## 1 条例改正の趣旨

再生可能エネルギー事業の導入が急速に進み、なかでも太陽光発電事業の導入が大幅に拡大しており、景観への影響、自然破壊、災害の発生など様々な問題が全国各地で生じている。

こうしたことから、遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例（以下「条例」という。）を改正し、今後計画される再生可能エネルギー事業への対応を強化することにより、永遠の日本のふるさと遠野として守り続けてきた自然、景観資源を保全するとともに災害の発生防止を図ろうとするものである。

## 2 条例改正(案)の概要

項目	内容
抑制区域の指定	良好な自然環境の保全及び災害の防止のため、太陽光発電設備の設置を抑制する区域を抑制区域として指定する。
許可制の導入	<ul style="list-style-type: none"><li>事業を実施しようとする場合の届出制を許可制とする。</li><li>10,000 m<sup>2</sup>以上の太陽光発電事業は、許可しない。</li><li>許可条件への違反等があった場合には、許可を取り消す。</li></ul>
説明会実施の義務化	<ul style="list-style-type: none"><li>事業者が地域住民等への説明会の実施を義務付ける。</li></ul>
事業者への責務の追加	<ul style="list-style-type: none"><li>事業者の責務に、関係法令の遵守、自然環境等の保全及び災害防止のために必要な措置を講じることを追加する。</li></ul>
土地所有者の責務の追加	<ul style="list-style-type: none"><li>土地所有者の責務として、土地所有者等が、災害発生のおそれがある事業等に土地を使用させないようにすることを規定する。</li></ul>

## 3 施行年月日

交付の日から、約3カ月後の施行を予定。

## 4 経過措置（適用除外）

施行日前日までに、改正前の条例第8条第3項に基づいた事前協議を提出している事業については改正前の条例を適用する。